

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月12日提出

宇治市長 松村 淳子

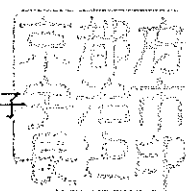
専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月30日

宇治市長 松 村 淳 子



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 30,800円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



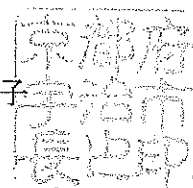
専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月18日

宇治市長 松 村 淳 子



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 221,760円

2 損害賠償の相手方 住所



氏名

